



提案理由を説明する町長

第四回定例町議会は十二月十六日に招集され、十八日まで三日間の会期で開かれました。

今回町長より提出された議案は、小須戸町職員給与条例の一部改正のほか、条例改正三件、契約一件、人事案件二件、補正予算六件、規約改正一件、決算認定二件の合計十六件と請願一件が審議され、昭和五十四年度一般会計決算認定と国保会計決算認定の二件が例年どおり閉会中の継続審査となつたほかは、いずれも原案どおり可決されました。

議会だより

十二月定例会

一般会計予算

六千二百六十一万円を減額

吉田締二郎さんを

再任

(固定資産評価審査委員) 任期満了に伴う固定資産評価審査委員の後任に、天ヶ沢新田の吉田締二郎さんが再任されました。

人権擁護委員に

海津仁太郎さんを推薦

昭和二十五年から昭和五十五年までの三十年間、人権擁護委員として活躍された本町二丁目の宮崎純能さんが任期満了となり、その後任として蔵町三丁目の海津仁太郎さんを推薦することで、議会の同意を得ました。

一般会計

補正予算

今定例会における一般会計予算は、六千二百六十一万円減額され、五十五年度予算総額は十七億二千三百四十八万円となりました。

小須戸町民憲章

遠くは霊峰弥彦を仰ぎ悠久の流信濃川に育まれ
築かれてきた郷土小須戸の輝く未来像を期待し
わたしたち町民の心がこもり、心をこめてこの憲章を定めます

- 一 恵まれた自然に感謝し花と緑に愛情を
 - 一 鍛えて健やかな心と身体を
 - 一 豊かな教養と高い文化を
 - 一 結ぶ力と助け合いの心を
 - 一 仕事に励み生活に明るさを
- わたくしたち一人ひとりが町づくりに参加していることを自覚してこの憲章を守り育てます

みんな

町民憲章の実践を



小須戸町長 五十嵐 重雄

年頭のごあいさつ

明けましておめでとうござります。

新年を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

新しく迎える五十六年も、景気の低迷や国の財政再建に伴う増税、新税の設定等容易ならざるものを感じますが、この慢性的な経済不安は第一次石油ショック以来のもので、石油への依存度の高い我が国の宿命的問題であり、そのため、できるだけ早く油の悩みから免れたいものであり、当面は心を新たにこの困難に立ち向い、克服して行く心構えが肝要であります。

町の人口が 増加する

五十五年は国勢調査年でしたが、結果は一万三千八百五十八名の人口となり、五十年調査から十二名増となりました。

みんな

町民憲章の実践を

は省エネルギーの日

1月1日

厨房機器の置き場所に工夫を

毎月1日は「省エネルギーの日」です

情態としては全く横ばいでありますが、昭和二十五年から三十年間続いた本町人口の減少が、五十五年に終止符を打って上昇に転じ、次の調査年の六十年には相当数の増加が見込まれます。その状況は第一表のとおりですが、三十年間に世帯数は四百八十戸増え、人口は一千五百五十八名減少しており、その内小・中学生数は二千二百十名減となっており、出生の少なさが目立ちます。

景気の時代は都会へ、不景気の時代は農村へと人の流れが変わると言われますが、三十年代から続いた都会志向に意識の変化と流れの変化が見られること、本町にもようやく宅地の開発がはじまって、五十六年から確実に人口増となることは、明るい光を感ずる思いであります。

第1表 人口等の比較

調査年	人口	世帯数	小・中学生数
昭和25年	11,543人	1,942世帯	2,584人
55年	10,385人	2,422世帯	1,464人
増減	△1,158人	480世帯	△1,120人

わせております。

新年にあたりこの憲章を確認していただき、そして温かい連帯意識を高め、住みよい郷土づくりに努めていただくことを願うものであります。

最後に、みな様のご健康とご活躍をお祈りしてご挨拶いたします。

一般質問

- 今回補正された主なものは農村総合整備モデル事業費に三千六百六十八万円、住宅用地購入費五千万円、公債費(借入金返済金)に七百三十九万円が減額され、反対に鎌倉横川一号线道路改良費に八百七十一万円、下水道工事費六百二十四万円が、増額補正されました。
- 市街化区域と市街化調整区域の線引きの見直しについて
- 廃棄物の投棄について
- 土採取許可と林地開発の関連について
- 土採取許可申請に対する經由書類の点検と指導について
- 福祉行政を見直す基本的考え方について
- 町民憲章の周知けいもうについて
- 花と緑の町づくりについて
- 町政懇談会のあり方と成果について
- 金山町営グラウンドの管理について
- 林道開設工事について
- 治山林道組合について
- 老人福祉センターについて
- 水洗便所の設置について

請願

○キャンプ場開設遅延の原因について

○県信用保証協会保証料補助金について

国営排水事業完了後における負担金の助成に関する請願 (採択)

税の相談はお気軽に

今年も贈与税や所得税の申告期が近づいてきました。毎年この時期になりますと、「贈与税の計算の仕方を教えてください」とか「土地を売ったのだが税金はどうなるのか」とか「住宅取得控除はどのようになっているのか」など、税金についての相談が多くなっています。

税務署では、納税者のみなさんからの申告などを直接受け付けて処理する窓口ですが、いろいろな税金の相談についても、それぞれの担当の職員

県税の納税証明書 交付手数料について

十二月一日より手数料が改正され、証明書一通につき二〇〇円(それまでは、一〇〇円)になりました。

この手数料は県の収入証紙を納税証明書交付申請書に添付することにより、納められることになっております。

なお財務事務所の窓口では、この収入証紙は売っておりませんので、銀行であらかじめ買求めて申請してください。



(新津税務署)

(新津財務事務所)